

# 公益財団法人日本ライフセービング協会

## 暴力・ハラスメント等相談窓口設置規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）基本規程第8章「倫理」に基づき、ライフセービングにおける暴力行為・ハラスメントに関する相談に対応するため、暴力・ハラスメント等相談窓口（以下「相談窓口」という）に関することを定める。

### (体制)

第2条 本協会は、相談窓口を本協会倫理委員会の下に置き、その事務は本協会事務局調査審議室が所掌する。

### (対象者)

第3条 相談窓口を利用できる者は、本協会基本規程第8章「倫理」第2条の第1項から第7項に定める者及びその保護者とする。

### (対象行為)

第4条 相談窓口は、本協会基本規程第8章「倫理」に定める第7条遵守事項に関する違反行為についての相談等に対応する。なお、相談窓口では、原則として最終行為時から5年を経過した事案は取扱わないものとする。

### (利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、ホームページ上のWeb相談フォームとする。  
2 本協会は、前項の利用方法について、本協会ホームページに掲載し、その周知徹底を図るものとする。

### (相談窓口業務)

第6条 相談窓口は、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。  
2 相談窓口では、相談内容に係る事実について、暴力行為等に係る行為者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、当該行為があったと認められる相当な根拠をできる限り収集するよう努める。  
3 相談者の連絡先が確認できないこと等によって、前1項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。  
4 相談窓口は、相談を受けた場合は、本協会担当部署、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。

### (対応手順)

第7条 対応手順については別に定める。

### (情報の保護)

第8条 本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談にかかる事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第9条 本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。
- 2 本会は、第1項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合は、本協会基本規程に従って相当な処分を課す。

(結果の開示)

- 第10条 本協会は、相談者が被害者またはその保護者である場合にその請求に応じて、結果のみを開示する。
- 2 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(改 廢)

- 第11条 本規程の改廢は、理事会の決議を経てこれを行う。

- 附則1 本規程は、2023年2月1日から施行する。